

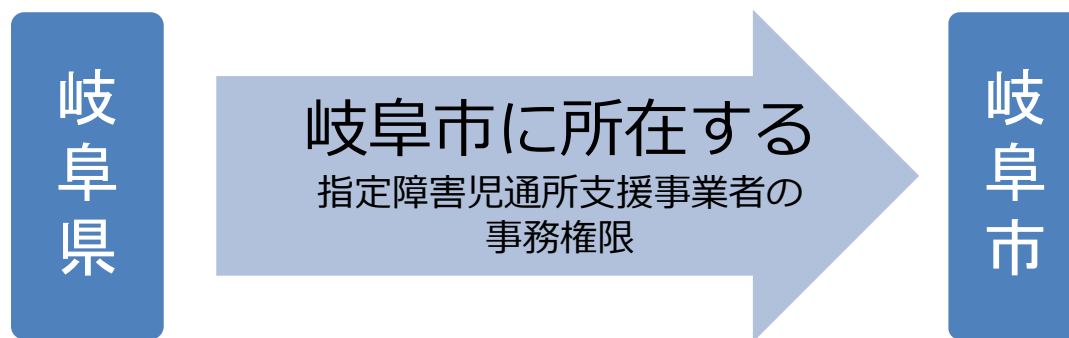
指定障害児通所支援事業者の 指定にかかる権限移譲について

平成31年3月26日

岐阜市福祉部福祉事務所 障がい福祉課

1. 指定障害児通所支援事業者の指定等にかかる権限移譲について

平成31年4月1日以降、
岐阜市に所在する指定障害児通所支援事業者の
指定手続きなどの事務が権限移譲されます。



権限移譲される事務

- ① 指定障害児通所支援事業所の指定・指導
- ② 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等

2.相談、窓口等の変更について

岐阜市に所在する指定障害児通所支援事業者の窓口が岐阜市になります。

指定申請等の事前協議、申請書、変更届等の提出など



相談、申請、届出提出先

〒500-8701 岐阜市今沢町18番地
岐阜市役所高層部1階
岐阜市 福祉部 福祉事務所
障がい福祉課 指導係
TEL 058-214-2136 (直通)
FAX 058-265-7613

実地指導等の指導監査の実施、結果報告など



実地指導等の問合せ、提出先

岐阜市八ツ寺町1-7 (旧岐阜市立図書館)
岐阜市 福祉部 指導監査課
※郵便物は
〒500-8701 岐阜市今沢町18番地
宛てに送付してください。
TEL 058-214-2141 (直通)
FAX 058-214-2174

3.岐阜市の指定通所支援基準条例案の独自基準

※未公布のため変更の可能性あり

(1) 暴力団の排除

事業所を設置する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であってはならないこととする。

(2) 運営規程

事業所の運営規程に

- ・ 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 (市独自基準)
- ・ 苦情解決のための措置に関する事項 (県条例と共通)

を盛り込むこととする。

(3) 非常災害対策 (努力規定)

風水害、地震等に備えた岐阜市地域防災計画への協力に努めることとする。

(4) 掲示

事業所の運営規程等の重要事項をインターネットを利用した閲覧に供するよう努めることとする。